

2019年  
2月号

## 2018年の重要立法を振り返る(下)

執筆者:野村 高志、志賀 正帥、早川 一平、木下 清太、福王 広貴、盧 月亭、郭 望、陳 致遠

前回(2018年12月号)に引き続き、今回は、訴訟・仲裁(保全・執行)、労働、知財、金融(外資参入規制緩和)、環境に関連する重要立法を取り上げます。いずれも、実務的な意義を有する立法といえます。

### 1. 訴訟・仲裁(保全・執行)関連

2016年に「『2～3年で執行難問題を基本的に解決すること』の具体化に関する作業要綱」を公布して以来、最高人民法院は、勝訴しても強制執行がなかなか奏功しない、いわゆる「執行難」を解決するため、執行分野における法整備を進めてきました。以下に紹介する司法解釈<sup>1</sup>もこのような背景を受けて公布されたもので、強制執行の実務がよりワークすることが期待されます。

#### ① 執行担保に係る若干の問題に関する規定(最高人民法院、2018年2月23日公布、2018年3月1日施行)

「執行担保に係る若干の問題に関する規定」(以下「執行担保規定」といいます。)は、執行担保をより一層規範化し、当事者及び利害関係人の適法な権利・利益を維持・保護することを目的として、民事訴訟法等の法律規定に基づき、執行実務を踏まえて制定されました。執行担保規定における主なポイントは、次の通りです。

##### (1) 「執行担保」の定義の明確化

執行中において、被執行人(=執行手続における被申立人)が人民法院に担保を提供し、かつ、執行申立人の同意を経た場合には、人民法院は、執行の猶予及び執行を猶予する期間を決定することができ、その後、被執行人が猶予期間満了後もなお債務を履行しない場合には、被執行人の担保財産又は担保人<sup>2</sup>の財産を執行する権利を有するとされています(民事訴訟法第231条)。同条は、執行手続の猶予及びそのために提供する担保(いわゆる「執行担保」)について定めた規定ですが、執行手続でさ

<sup>1</sup> 中国において、最高人民法院の公布する「司法解釈」は、法律に準ずる効力を有すると解されています。

<sup>2</sup> 執行担保規定及び執行和解規定(後述)にいう「担保人」は、物上保証人や保証人を含む概念として用いられていると解されます。

本稿は、みずほ銀行発行のMizuho China Monthly(2019年2月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の見解を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

あれば<sup>3</sup>同条を適用し、執行担保の提供により執行を猶予することができる、との運用を採用する人民法院もありました。

この点、執行担保規定は「執行担保」の定義について、被執行人が民事訴訟法第 231 条の規定に従い、法的効力の生じた法律文書(例えば、確定判決)における義務の一部又は全部を履行することを担保するために人民法院に提供する担保<sup>4</sup>を指すと明記しました(第 1 条)。したがって、民事訴訟法第 231 条は、法的効力の生じた法律文書を執行するための手続について適用されることが明らかになったといえます。

## (2) 執行担保の提供に関する手続の明確化

民事訴訟法では、執行担保の提供に関する具体的な規定を欠いているため、執行担保規定は、担保書の提出、担保書の記載事項等の手続要件を明らかにしました(第 3 条～第 5 条)。担保書における主な記載事項は、次の通りです。

<b>担保書の記載事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 担保人の基本情報</li> <li>➤ 執行猶予の期間<sup>5</sup></li> <li>➤ 担保期間<sup>6</sup></li> <li>➤ 被担保債権の種類及び金額</li> <li>➤ 担保の範囲</li> <li>➤ 担保の方法</li> <li>➤ 被執行人が執行猶予期間満了後も履行しない場合、担保人が直接強制執行を受けることに対する認諾</li> </ul>
-----------------	--

## (3) 執行担保の実現方法の明確化

被執行人が執行猶予期間満了後もなお義務を履行しない場合、又は執行猶予期間中に担保人において担保財産の移転、隠匿、換価、毀損等の行為がある場合には、人民法院は、執行申立人の申立てにより執行手続を再開し、かつ、担保財産又は保証人の財産を執行する旨の裁定をすることができるとされています(執行担保規定第 11 条第 1 項)<sup>7</sup>。

自らの財産を執行された担保人が被執行人に対して求償できるか否かについては、これまで明文で規定されていなかったため、人民法院ごとに運用が異なっていましたが、執行担保規定は、担保人は訴訟を通じて被執行人に対する求償権を行使することができる旨定めました(第 14 条)。

## ② 執行和解に係る若干の問題に関する規定(最高人民法院、2018 年 2 月 23 日公布、2018 年 3 月 1 日施行)

「執行和解に係る若干の問題に関する規定」(以下「執行和解規定」といいます。)は、執行和解をより一層規範化し、当事者及び利害関係人の適法な権利・利益を維持・保護することを目的として、民事訴訟法等の法律規定に基づき、執行実務を踏まえて制定されました。執行和解規定における主なポイントは、次の通りです。

### (1) 「執行和解」に該当するための条件の明確化

執行中において執行申立人と被執行人とが和解合意に達し(以下「執行和解」といいます。)、執行の中断又は執行申立ての取下げを申し立てた場合には、人民法院は、執行の中断又は終了を裁定することができます(民事訴訟法第 230 条第 1 項、民事訴訟法の適用に関する最高人民法院の解釈(以下「民事訴訟法適用解釈」といいます。))第 466 条)。

この点、執行和解規定は、次に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、人民法院は執行を中断する旨の裁定をすること

<sup>3</sup> 例えば、訴訟前・後に申し立てる保全執行手続。

<sup>4</sup> なお、被執行人が提供する財産担保のみならず、他人が提供する財産担保又は保証(すなわち、物上保証人が提供する担保や保証人が保証すること)も「執行担保」に該当するとされています(同第 2 条)。

<sup>5</sup> 被執行人による執行手続の引き延ばしを防ぐため、執行猶予の期間は、最長 1 年とされています(執行担保規定第 10 条)。

<sup>6</sup> 担保期間が満了した後は、執行担保に対する執行申立てについて人民法院はこれを支持しないとされています(執行担保規定第 13 条)。なお、担保期間は、執行猶予期間が満了した日から起算され、担保書に担保期間が記載されていない場合、又は記載が不明確な場合には「1 年」となります(同第 12 条)。

<sup>7</sup> なお、被執行人に執行に適した現金や銀行預金がある場合には、先にこれらの財産に対して執行をしなければならないとされています(同条第 2 項)。

ができると定めています(第 2 条)。

- 各当事者が共同して人民法院に対し、書面により和解合意を提出した場合
- 一方当事者が人民法院に対して書面により和解合意を提出し、他の当事者がこれを承認した場合
- 当事者が口頭にて和解合意に達し、執行人員が和解合意の内容を記録し、各当事者が署名又は捺印した場合

したがって、上記の状況に当たらない場合、換言すれば、当事者間で執行手続外で和解合意に達したもののその内容を人民法院が関知できない場合には、「執行和解」としての執行中断の法的効果を得ることができないことに留意する必要があります。

### (2) 執行和解不履行時の救済方法

被執行人が執行和解において合意した義務を履行しない場合、人民法院は、執行申立人の申立てにより、執行手続を再開させなければならないとされています(民事訴訟法第 230 条第 2 項、民事訴訟法適用解釈第 467 条)、その他の救済方法の有無については明らかではありません。

この点、執行和解規定は、執行手続の再開の申立てのほかに、執行申立人は、執行和解の履行を求めて提訴することもできると定めています(第 9 条)。すなわち、被執行人が執行和解を履行しない場合には、執行申立人は、(i)執行手続の再開と(ii)執行和解の履行を求める新訴の提起のいずれかを選択することができるといえます。

### (3) 執行和解の内容

執行和解規定は、執行和解の内容について、法的効力の生じた法律文書において確定された権利義務の主体、履行の対象・期限・場所・方法等を変更することができる旨定めています(第 1 条第 1 項)。なお、履行の方法について代物弁済を合意した場合、また、執行和解の不履行について担保条項を設けた場合について、執行和解規定は次の通り定めています。

<b>代物弁済</b>	<p>代物弁済を合意したとしても、人民法院は代物弁済を内容とする裁定をしない(第 6 条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ そのため、被執行人が執行和解に従って代物弁済をしない場合には、執行和解の履行を求める訴訟を別途提起する必要がある<sup>8</sup>。</li> </ul>
<b>担保条項</b>	<p>執行和解において担保条項の約定があり、かつ、担保人において被執行人が執行和解を履行しなければ直接強制執行を受けることにつき認諾している場合には、(被執行人による執行和解の不履行により)執行手続が再開した後、人民法院は、執行申立人の申立て及び担保条項の約定により、担保財産又は保証人の財産を執行する旨の裁定をすることができる(第 18 条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 被執行人が執行和解を履行しない場合において、執行申立人が執行手続の再開を選択したときには、原則として執行和解の履行を求めることはできなくなる(上記(2)をご参照)。執行和解規定第 18 条は、その例外として、再開した執行手続において執行和解に定めた担保条項の履行を認めるものである。</li> </ul>

## ③ 人民法院による仲裁判断執行事件の取扱いに係る若干の問題に関する規定(最高人民法院、2018 年 2 月 23 日公布、2018 年 3 月 1 日施行)

仲裁判断に基づき人民法院に対して執行を申し立てる場合、これまで手続の細部について定めた統一的法律法規を欠いたため、手続によっては人民法院ごとに異なる運用が採用されていました。「人民法院による仲裁判断執行事件の取扱いに係る若干の問題に関する規定」(以下「仲裁判断執行規定」といいます。 )は、人民法院による仲裁判断執行事件の取扱いを規範化し、法により当事者及び訴外第三者の適法な権利・利益を保護することを目的として、民事訴訟法、仲裁法等の法律規定に基づき、人民法院の執行実務を踏まえて制定されました。仲裁判断執行規定における主なポイントは、次の通りです。

### (1) 不明確な裁判内容の判断基準の具体化及び対処方法の明確化

仲裁判断のみならず、効力の生じた法律文書に基づいて執行を人民法院に申し立てる場合には、当該法律文書における権利義務の主体及び給付の内容は明確でなければならないとされています(民事訴訟法適用解釈第 463 条第 1 項)。仲裁判断執行規定は、下表の通り、仲裁判断(又は仲裁和解書)の内容の明確性を判断するための基準を具体化すると共に、内容が不明確と判

<sup>8</sup> なお、執行和解(代物弁済)の履行を断念し、元の執行手続を再開させることもできます(上記(2)をご参照)。

断された場合における人民法院及び執行申立人の対処方法を定めています。

<b>内容が不明確な場合 (第3条)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 権利義務の主体が不明確である場合</li> <li>➤ 金銭給付の具体的な金額が不明確であり、又は金銭給付の計算方法が不明確であるため具体的な金額を算出できない場合</li> <li>➤ 引き渡される特定物が不明確であり、又は特定できない場合</li> <li>➤ (行為債務の場合)行為の履行に係る標準、対象及び範囲が不明確である場合</li> </ul>
<b>対処方法 (第4条、第5条)</b>	<p>&lt;人民法院&gt;</p> <p>① 補正可能な場合には、仲裁機関に補正・説明させ、又は仲裁の事件記録を取り寄せて確認しなければならない。</p> <p>② 補正が不可であって執行することができない場合、又は仲裁機関が補正・説明せず、かつ、仲裁の事件記録を確認してもなお不明確で執行することができない場合には、執行申立てを却下することができる<sup>9</sup>。</p> <p>&lt;執行申立人&gt;</p> <p>③ 執行申立てが却下された場合には、上級の人民法院に対し不服審査を申し立てることができる。</p>

## (2) 訴外第三者による「不執行の申立て」制度の新設

中国では、司法制度を悪用し、虚偽の主体、事実、証拠等に基づき騙取した判決や仲裁判断(いわゆる「虚偽判決」や「虚偽仲裁判断」)の多さが近年社会問題となっています。中でも、虚偽仲裁判断により権利侵害を受けている訴外第三者については、仲裁判断の取消しや不執行を申し立てる権利が認められていないため<sup>10</sup>、救済を図ることが困難であるとの指摘がありました。仲裁判断執行規定は、次の条件を満たす場合には、訴外第三者であっても仲裁判断の不執行を申し立てることができる旨定めています(第2条第2項、第7条、第9条等)。

- 仲裁事件の当事者が悪意をもって仲裁を申し立て、又は虚偽の仲裁を申し立て、訴外第三者の適法の権利・利益を侵害していることを証明する証拠があること。
- 訴外第三者の主張する適法の権利・利益とかかわる執行対象に対する執行が完了していないこと。
- 人民法院が上記執行対象に対する執行を開始したことを知った日又は知りうべき日から30日以内に申し立てたこと。

## (3) 「不執行の申立て」が認容されるための要件の具体化

仲裁判断の不執行の申立てが認容されるための要件は、民事訴訟法第237条第2項第1号～第6号に定められており、仲裁判断執行規定は、そのうちの第2号～第6号の該当性を判断するための基準を規定しています(第13条～第16条)。

## 2. 労働、知的財産

### ① 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(2018年5月9日締結、未発効)

日中両国が、2011年から7年に渡り、計8回の政府間交渉を重ねてきた「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」(以下「本協定」といいます。)<sup>9</sup>が、2018年5月9日に両国間で署名に至り、締結されました。

本協定は、日中両国において必要な国内法上の手続の完了を通知する外交上の公文を交換した月の後、4か月目の月の初日に効力を生ずると規定されており(本協定第19条)、現時点ではまだ発効していません。

現在、日中両国からそれぞれの相手国に派遣される企業駐在員等について、日中双方の年金制度(中国では養老保険制度)への加入が義務付けられています。本協定は当該二重加入の問題の解消により、企業及び労働者の経済的負担を軽減させること

<sup>9</sup> 仲裁判断の一部(他の部分と不可分であるものを除きます。)の執行ができない場合には、当該一部につき執行申立てを却下することができるかとされています(仲裁判断執行規定第3条第1項)。

<sup>10</sup> 仲裁判断の取消しの申立ては仲裁当事者にしか、仲裁判断の不執行の申立ては被執行人にしかそれぞれ認められていませんでした(仲裁法第58条、民事訴訟法第237条)。

を目的としており、中国の日系企業から高い関心が寄せられました。本協定の要点は以下の通りです。

(1) 適用対象の社会保障

本協定は、(i)中国における労働者基本養老保険制度、及び(ii)日本における国民年金・厚生年金制度に適用されます(本協定第2条)<sup>11</sup>。

(2) 適用対象者

本協定は、(i)「派遣される者」、(ii)海上航行船舶又は航空機において就労する被用者、及び(iii)外交使節団及び領事機関の構成員並びに公務員に適用されます(本協定第6条乃至第8条)。

(3) 「派遣される者」の取扱い

適用対象者のうち、比較的数が多いと思われる「派遣される者」に関する本条約上の取扱いは以下の通りです。

「派遣される」とは、(i)一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、(ii)一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用に当該領域内で雇用されている者が、(iii)当該雇用者のために役務を提供するため、その被用者としての就労の一環として当該雇用者により他方の締約国の領域に派遣される場合をいいます(本条約第6条第1項)。

適用対象の社会保障に関して、本条約は、派遣先国で被用者として就労する者については、その就労に関し、派遣先国の法令のみを適用するという原則を示しつつ(本条約第5条)、「派遣される者」については、その派遣の最初の5年間は派遣元国の法令のみを適用する旨を規定しています<sup>12</sup>。

本協定の締結により、今後の日中両国間の人的交流及び経済交流が一層促進されることが期待されます。現時点では、本協定が発効しておらず、両国とも実施に関する細則等も公布されていませんが、引き続き本協定の発効に向けた進捗状況、及び関連法令の公布状況を注視する必要があると思われま

② 知的財産権対外譲渡に関する業務処理弁法(試行)(国务院弁公庁、2018年3月29日公布、同日施行)

2018年3月29日に、中国国务院弁公庁により「知的財産権対外譲渡に関する業務処理弁法(試行)」(以下「本弁法」といいます。)が公布され、同日付で施行されました。本弁法は、特定の知的財産権を中国国内から国外に譲渡する場合に、国家の安全や重要分野の技術発展に対する影響の観点から中国の政府機関が許可審査に係る決定を行う旨を規定しています。

(1) 本弁法の概要

(i) 審査対象

技術輸出、外国投資家による中国国内企業の吸収合併等の行為が、本弁法に規定する専利権<sup>13</sup>、集積回路の回路配置権、コンピュータソフトウェアの著作権、植物新品種権等の知的財産権<sup>14</sup>の対外的な譲渡に該当する場合、本弁法に従って審査を受ける必要があります(本弁法第1条第1項)。

「知的財産権の対外的な譲渡」とは、中国の組織機関や個人がその国内の知的財産権を外国の企業、個人又はその他の組織に譲渡することを指し、権利者の変更、知的財産権の実際支配人の変更、知的財産権の独占実施許諾は、これに含まれると規定されています(本弁法第1条第2項)。

(ii) 審査内容

知的財産権の対外的な譲渡による、①中国の国家安全への影響及び②中国の重要分野の中核的肝要技術の革新発展能力

<sup>11</sup> 他方、国民年金基金や厚生年金基金は本協定の適用範囲ではないため、本協定が発効したとしても、現地法令により引き続き納付する必要があります。

<sup>12</sup> さらに、派遣が5年を超えて継続される場合にも、「両締約国の権限のある当局又は実施機関」は、当該派遣に係る被用者に対し、派遣元国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる旨が規定されています(第6条第2項)。

<sup>13</sup> 日本の特許権、実用新案権及び意匠権に相当します。

<sup>14</sup> 「知的財産権」には出願権も含む旨が明記されています。

への影響が、本弁法に基づく審査内容として規定されています(本弁法第 2 条)。

(iii) 審査の担当部署

本弁法に基づく審査の担当部署は下表の通りです(本弁法第 3 条)。

譲渡の場面	知的財産権	担当部署
技術輸出	専利権、集積回路の回路配置権	地方の知的財産権管理部門
	コンピュータソフトウェアの著作権	地方の貿易主管部門及び科学技術主管部門
	植物新品種権	農業主管部門及び林業主管部門
外国投資家による中国国内企業の吸収合併	専利権、集積回路の回路配置権	国務院の知的財産権主管部門
	コンピュータソフトウェアの著作権	国家版權主管部門
	植物新品種権	国務院の農業主管部門と林業主管部門

(2) 従前制度との関係及び比較

中国からの技術輸出については、従前から法規制が存在し、その中核は「技術輸出入管理条例」及び「輸出禁止輸出制限技術管理弁法」で規定されています(以下「従前制度」といいます)。従前制度では、定期的に更新される「中国輸出禁止輸出制限技術目録」に掲載されている輸出制限技術を中国国外に輸出する場合、政府部署に輸出許可手続を申請し、貿易審査及び技術審査を受けることが義務付けられています。

本弁法は、従前制度に代替するものではなく、従前制度に加えて、特定の知的財産権の対外譲渡について、異なる政府部署による審査を義務付けるものです。従前の制度と本弁法の主な相違点は下表の通りです。

項目	従前制度	本弁法
審査対象	「中国輸出禁止輸出制限技術目録」に記載されている全ての輸出制限技術	「中国輸出禁止輸出制限技術目録」に記載されている輸出制限技術であり、かつ、専利権、集積回路の回路配置権、コンピュータソフトウェアの著作権、植物新品種権等の知的財産権に係る場合
担当部署 <sup>15</sup>	貿易審査: 地方の貿易主管部門 技術審査: 地方の科学技術行政主管部門	上記(1)(iii)参照

(3) 今後の留意点

本弁法は、審査の対象、内容及び体制等の制度の大枠を規定したものであり、具体的な審査手順や審査期間等に関する細則の制定については関連担当部署に委ねられています(本弁法第 4 条第 1 項)。そのため、実務上、関連担当部署が公布した実施細則を確認しながら対応する必要があります。なお、現時点で、複数の地方政府が本弁法の実施細則を公布しておりますが、これらの実施細則において、本弁法に基づく審査期間は、従前制度と同様、貿易主管部門が審査申請を受理した日から 30 営業日以内と規定されています。

### 3. 金融(外資参入規制緩和)

#### ○ 外商投資参入特別管理措置(国家発展改革委員会商務部令 2018 年第 18 号、2018 年 6 月 28 日公布、2018 年 7 月 28 日施行)

2017 年 10 月に開催された中国共産党第 19 回全国人民代表大会及び同年 11 月に北京で行われた米中首脳会談において、外国投資家に対する参入障壁の縮小を推進すると表明した中国政府は、早速 2018 年に、商業銀行をはじめ、証券会社、保険会社及び先物取引会社に対する外国投資家参入規制の緩和策を打ち出しました。従来、外資の参入規制が強かった金融分野で、外資参入規制の緩和がどの程度進展するか、関心が持たれます。

具体的には、2018 年 6 月 28 日に公布され、同年 7 月 28 日より実施された「外商投資参入特別管理措置」(以下「ネガティブリス

<sup>15</sup> 両制度の審査の担当部署は異なりますが、審査申請の担当窓口は、両制度共に貿易主管部門と規定されており、同一です。

ト)といえます。)に基づき、金融分野の外国投資家参入規制について以下の表の通り改正しております。

改正前		改正後
<b>銀行</b>		
・単一の外国金融機関による出資は 20%を超えてはならない。 ・複数の外国金融機関による出資は合計で 25%を超えてはならない。		出資比率制限を撤廃
<b>保険会社(生命保険事業者)<sup>16</sup></b>		
外国投資家の出資比率は 49%を超えてはならない。		外国投資家の出資比率は 51%を超えてはならない。 (2021 年に外資の出資比率制限を撤廃予定)
<b>証券会社、証券投資ファンド管理会社</b>		
非上場証券会社	外国投資家の出資比率は 49%を超えてはならない。	外国投資家の出資比率は 51%を超えてはならない。 (2021 年に外国投資家の出資比率制限を撤廃予定)
上場証券会社	・単一の外国投資家による出資は 20%を超えてはならない。 ・複数の外国投資家による出資は合計で 25%を超えてはならない。	
<b>先物取引会社</b>		
外国投資家の出資比率は 49%を超えてはならない。		外国投資家の出資比率は 51%を超えてはならない。 (2021 年に外国投資家の出資比率制限を撤廃予定)

本稿は、上記のうち、主として銀行及び証券会社に関する外国投資家参入規制の改正についてその概要を紹介致します。

#### (1) 銀行について

ネガティブリストの改正に伴い、中国銀行保険監督管理委員会が 2018 年 8 月 23 日に公布した「中国銀行保険監督管理委員会による一部規制の廃止及び改正に関する決定」<sup>17</sup>(以下「改正決定」といいます。)は、従来の「国外金融機関の中国資本金融機関への投資・出資管理弁法」<sup>18</sup>(以下「外資銀行管理弁法」といいます。)を廃止し、これにより内資又は外資に関わりなく、同一の出資比率ルールが適用されることになりました。

まず、従来の外資銀行管理弁法第 8 条においては、「単独の外国金融機関による中国資本金融機関に対する投資・出資比率は 20%を超えてはならない」と規定されておりましたが、改正決定により、当該出資比率に対する規制は、撤廃されております。

また、外資銀行管理弁法第 9 条においては、複数の外国金融機関による非上場の中国資本金融機関に対する投資・出資比率の合計が 25%に達し、又は超える場合、当該非上場の中国資本金融機関に関しては外国資本金融機関として監督・管理が実施されると規定されておりましたが<sup>19</sup>、当該規定も今回の改正により廃止され、新しく「中国資本商業銀行行政許可事項実施弁法」第 11 条により、外国資本金融機関が投資又は出資した中国資本商業銀行については、当該出資が行われた際の当該中国資本

<sup>16</sup> 生命保険事業者以外の保険会社に対する外国投資家による出資比率規制は以前から規定されておられません。

<sup>17</sup> 中国银保监会关于废止和修改部分规章的决定(银保监会令 2018 年第 5 号)

<sup>18</sup> 境外金融机构投资入股中资金融机构管理办法(银保监会令 2003 年第 6 号)

<sup>19</sup> なお、上場している中国資本金融機関については、同条 2 項により、外国金融機関による出資の比率が 25%に達する若しくは超える場合、当該上場金融機関に関しては、引き続き中国資本金融機関として監督・管理すると規定されております。

商業銀行の機関類型に基づき引き続き中国資本金融機関として監督・管理を実施すると規定されております。

その背景には、現行法上、中国資本商業銀行には、政府支配大型商業銀行<sup>20</sup>、郵政貯蓄銀行、株式制商業銀行、都市商業銀行、農村商業銀行等の複数の類型があるのに対し、外国資本商業銀行には、外商独資銀行及び中外合弁銀行の二種類しか存在しておらず、必ずしも対応関係になかったことにあります。そのような中国資本及び外国資本に対する出資比率ルールの一統化により、今まで上記類型の変更に伴う市場参入、業務内容及び経営地域に対する規制をそれぞれの類型に応じて変更する必要がなくなり、変更による規制内容の不明確さを払拭することができるのと効果も期待できると考えられます。

## (2) 証券会社について

ネガティブリストの改正に先立って、中国証券監督管理委員会は2018年4月28日に「外商投資証券会社管理弁法」<sup>21</sup>(以下「証券会社管理弁法」といいます。)を公布し、従来の「外資参入証券会社設立規則」<sup>22</sup>を廃止しました。また、証券会社管理弁法第7条第2項によれば、外資の出資比率は国家による証券業の対外開放に関する計画に適合しなければならないとされていますが、現状、上記ネガティブリストの通りに51%となっており、こちらについては、2021年において、完全撤廃が予定されています。

一方、外国投資家の資格要件も改正されました。従来、外国投資家のうち少なくとも一名の株主は金融機関であることが要件として規定されておりましたが、今回の改正により、外国投資家はいずれも金融機関に変更され、その要件が加重されております。また、従来においては良好な国際的名声及び経営業績を有することが条件として規定されておりましたが、今回の改正により「直近3年の業務規模、収入、利益が国際的に上位に入り、直近3年の長期信用が高い水準を保持している」とその要件が具体化されております。なお、「証券業務を5年以上継続して経営しており、直近3年に所在国・地区の監督管理機関又は行政・司法機関から重大な処罰を受けていないこと」に加えて、「重大な法律違反の嫌疑について当局から調査を受けていないこと」も要件として追加されております。

## 4. 環境関連

環境分野では、2018年も更なる規制強化の方向での立法が見られました。

### ① 土壤污染防治法(中華人民共和国主席令第8号、2018年8月31日公布、2019年1月1日施行)

2018年8月31日、審議を重ねてきた「土壤污染防治法」は、中華人民共和国第十三回全国人民代表大会常務委員会第五次會議において可決かつ公布され、2019年1月1日に施行されました。同法は、中国の土壤污染防治に関する初めての法律であり、法律根拠が確立したことで中国政府が土壤污染防治につき本格的に取り組みを進めるものと思われます。

土壤污染防治法は、全7章99か条で構成されています。本稿では、主に原則、義務、罰則について概説します。

#### (1) 土壤污染防治の原則

本法は、土壤污染防治の原則(予防中心、保護優先、分類管理、リスク管理、汚染責任負担、一般市民の参加)を定め、全ての企業・個人が土壤保護義務及び土壤污染防治義務を負い、経営者が土壤汚染を防止・削減する有効措置を実施し、汚染された土壤につき責任を負うことを規定しています(同法第3条、第4条)。

#### (2) 土壤汚染リスク管理及び修復義務

土壤汚染責任者は、土壤汚染リスク管理及び修復義務を負うと規定されています(同法第45条)。同法では、13種類の土壤汚染責任者が規定され、土壤汚染リスク管理及び修復として、土壤汚染状況の調査、土壤汚染のリスク評価、リスク管理、修復、リスク管理効果評価、修復効果評価、事後管理等が規定されています(同法第35条)。土地は、農業用地と建設用地に分類されています。農業用地については汚染度に応じて3分類され、管理義務が規定され、建設用地については土壤汚染リスク管理及び修復リストに従う管理義務が規定されています。

<sup>20</sup> 中国語においては「国有控股大型商業銀行」といいます。

<sup>21</sup> 外商投資証券公司管理辦法(证监会令第140号)。

<sup>22</sup> 外資參股証券公司設立規則(证监会令第8号)。



(3) 責任者の確定方法

土壤汚染リスク管理及び修復の実施に関して、土壤汚染責任者、土地使用権者、地方政府の順で、実施責任者が確定するものと規定されています。原則としては、土壤汚染責任者が土壤汚染リスク管理及び修復義務を負いますが、土壤汚染責任者が確定しない場合、土地使用権者が土壤汚染リスク管理及び修復を実施することになります(同法第 45 条)。地方政府が土地使用権を回収した場合、かつ土壤汚染責任者が原土地使用権者である場合、地方政府が土壤汚染リスク管理及び修復を実施することになります(同法第 68 条)。また、土壤汚染責任者が変更された場合、債権債務を承継した者が土壤汚染リスク管理及び修復義務を履行するものと規定されています(同法第 47 条)。

(4) 土壤有毒有害物質リスト、土壤汚染重点監督管理対象企業のリスト

生態環境部が土壤有毒有害物質リストを公布し、地方政府の生態環境主管部門が有毒有害物質の排出状況等に基づき、土壤汚染重点監督管理対象企業のリストを制定し公開します(同法第 20 条、第 21 条)。後者に記載された企業は、次の義務を負うことになります(同法第 21 条)。

- 有毒有害物質の排出コントロール及び生態環境主管部門への年度報告
- 土壤汚染の潜在的危険性の検査制度の構築
- 監視測定計画の作成・実施、及び生態環境主管部門へのデータ提出義務等

なお、土壤汚染重点監督管理対象企業が生産に利用する土地につき、土地使用権者は、その土地の用途の変更又は土地使用権の回収若しくは譲渡の前に、土壤汚染状況の調査を行い、調査報告を不動産登記機関に提出し、生態環境主管部門に届出する必要があります(同法第 67 条)。そのため、かかる企業の撤退が、實際上困難になる可能性があるように思われます。

(5) 管理制度、情報公開制度及び管理監督の強化

基本管理制度、情報公開制度、管理監督の強化については、下表の通り規定されています。

<b>基本管理制度</b>	<p>① 土壤汚染防止目標責任・評価制度(同法第 5 条) 政府は、土壤汚染防止目標の達成状況を、地方政府及び関連部門の責任者の業績評価の対象とする。</p> <p>② 土壤環境情報共有制度(同法第 8 条) 生態環境部は、他部門と共同で、土壤環境データベース及び全国土壤環境情報プラットフォームを設立し、データのアップデート及び情報共有を行う。</p> <p>③ 土壤汚染防止計画制度(同法第 11 条) 県以上の政府は土壤汚染防止業務を経済社会発展計画、環境保護計画の中に入れ、市以上の生態環境主管部門は土壤汚染防止計画を作成し、人民政府の承認を経て実施する。</p> <p>④ 土壤汚染リスク管理標準制度(同法第 12 条) 生態環境部は、国家土壤汚染リスク管理標準を制定し、省政府は地方の土壤汚染リスク管理標準を制定できる。</p> <p>⑤ 全国土壤汚染状況調査制度(同法第 14 条) 生態環境主管部門は、他部門と共同で少なくとも 10 年に 1 回、全国土壤汚染状況の全面調査を実施する。</p> <p>⑥ 土壤環境監視測定制度(同法第 15 条、第 16 条、第 17 条) 生態環境部は、他部門と共同で、監視測定地点を設置し、地方政府は農用地及び建設用地の汚染物質を重点的に監視測定する。</p>
<b>情報公開制度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 省以上の政府の生態環境主管部門は、土壤汚染の調査、リスク評価、リスク管理、修復等を実施する企業や個人の業務状況につき、それらの違法情報を全国信用情報共有プラットフォーム及び国家企業信用情報公示システムを通じて公開する(同法第 80 条)。</li> <li>➢ 生態環境主管部門は、土壤汚染状況及び防止情報を公開する(同法第 81 条)。</li> </ul>
<b>監督管理強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生態環境主管部門は、土壤汚染を生じさせた疑いのある企業に、現場検査等を実施する権限を有し、当該企業は資料提供や説明要求に対して協力しなければならない(同法第 77 条)。</li> <li>➢ 生態環境主管部門は、施設、設備及び物品を封印及び差押えする権限を有する(同法第 78 条)。</li> <li>➢ マスコミによる監督(同法第 83 条)、一般市民からの告発(同法第 84 条)も規定されている。</li> </ul>

(6) 罰則等

同法に規定されている義務を履行しない場合、最高 200 万元の過料が科され、「生産停止・整備」等を命じられる場合もあります(同法第 86 条)。さらに、場合によっては、企業及び関連責任者の両方に対して処罰を与えることが規定されており(同法第 87 条、第 90 条、第 91 条、第 93 条、第 94 条)、関連責任者に対しては、過料以外に、身柄を拘束される「行政拘留」(同法第 87 条、第 94 条)、「犯罪を構成した場合に関連業務への従事を終身禁止する」(同法第 90 条)等の厳罰を適用する状況についても規定されています。

② 生態環境損害賠償制度改革方案(中国共産党中央委員会及び国務院、2017 年 12 月 17 日公布、2018 年 1 月 1 日施行)

中国共産党中央委員会及び国務院は、2018 年 1 月 1 日より、全国範囲で、生態環境損害賠償制度を導入することとしました(2015 年 12 月から 7 つの省で同制度が試行されていましたが、今回全国に拡大されることになりました。)。同方案の施行により、生態環境損害賠償制度の賠償範囲、賠償義務主体・賠償請求主体・損害賠償解決手法等が明確になりました。以下では、生態環境損害賠償制度の概要を説明しつつ、近年の裁判例も紹介します。

(1) 生態環境損害賠償制度の概要

生態環境損害賠償制度とは、地方政府が、環境汚染者に対して環境汚染に伴う汚染除去・環境修復費用等の関連する損害を賠償請求する制度です(同方案第 4 条)。生態環境損害賠償制度の適用範囲、賠償範囲、賠償義務主体、賠償請求主体、解決順序、修復方法等の内容は下表の通りです。

1. 適用範囲	生態環境損害とは、環境汚染や生態破壊により、環境要素(大気、地上水、地下水、土壌、森等)及び生物要素(植物、動物、微生物等)の悪化が生じること、並びにこれらの要素が構成する生態系機能が退化することを意味する。次の場合に、生態環境損害賠償責任を追求する。①比較的大規模又はそれ以上の突発的環境事件を発生させた場合、②国家及び省レベルの計画に定められた重点生態効能区・開発禁止区で環境汚染及び生態破壊事件を発生させた場合、③その他生態環境に重大な影響を生じさせた場合
2. 賠償範囲	生態環境損害賠償制度の賠償すべき損害として、次のものが含まれる。 汚染除去費用、修復費用、修復期間のサービス効能損失、生態環境の永久的損害による損失、損害の調査・鑑定評価等の合理的費用
3. 賠償義務主体	賠償義務者は、法律法規に違反して生態環境損害を生じさせた企業等の組織及び個人とされている。
4. 賠償請求主体	賠償請求の主体は、省レベルの政府及び市レベルの政府が生態環境損害の原則的な賠償請求者とされている <sup>23</sup> 。 また、個人、法人又は社会組織から生態損害賠償請求の実施の通報があった場合、賠償請求主体及びその指定機関は、検討の上、回答することとされている。
5. 解決順序	生態環境損害が発生した場合、①賠償請求主体が生態環境損害の調査、鑑定評価及び修復計画の作成等を行い、②賠償義務主体と協議を行った上、③当該協議により合意できなかった場合に損害賠償請求訴訟を提起するとされている。 上記の協議により合意に至った場合には、民事訴訟法に基づき、人民法院の司法確認を受け、これにより当該合意に基づく強制執行が可能であることが規定された。
6. 修復方法等	賠償義務主体は、損害の調査、鑑定評価及び修復効果の検証等の費用を負担し、自ら又は第三者に委託して、生態環境損害を修復する。当該生態環境損害が修復不能な場合、当該生態環境損害賠償金は全て国庫に帰属し、賠償請求主体等は代替修復を実施する。また、生態環境の適切な修復を担保するために、賠償請求主体等は、生態環境損害賠償金の使用状況・修復効果を、公開し、公衆の監督を受けることになる。

<sup>23</sup> 省内の複数の市を跨ぐ生態環境損害は省レベルの政府が管轄し、その他の管轄区分については省レベルの政府が実際の状況に応じて決定するものとされている。

(2) 生態環境損害賠償制度の確立のための規定等

同方案の目標として、2020年までに全国で有効な生態環境損害賠償制度を確立することが記載されており、方針として、省レベル・市レベルの政府は毎年3月末に当該制度の実施状況を、中央政府及び國務院に報告が要求され、各関連部門に対しても当該制度のための役割・責任が規定されています。また、当該制度では、生態環境損害調査、鑑定評価、賠償内容、裁判書類、修復効果等の情報を公開することとしています。

(3) 生態環境損害賠償制度に基づく訴訟の具体例

最高人民法院の公表資料によれば2017年6月の時点で3件程度、生態環境損害賠償訴訟が受理されているとのこと。参考として、下表の裁判例<sup>24</sup>を紹介します。

事案	判決
<p>C社は、A市にある電気メッキ工業団地の入居企業に管理サービスを提供し、その廃水処理を担当していた。2013年12月5日、C社は、S社と「運営委託契約」を締結し、S社がC社所有の廃水処理施設を使用して当該工業団地の廃水を処理することになった。その後、A市環境監察組織は、廃水施設にある反応装置が作動せずに廃水が未処理のまま排出されていたり、配管を通じて直接長江に流されていることを発見した。</p> <p>2016年6月30日、A市環境監察組織は行政処罰を下し、C社に罰金を科した。これに対して、C社は行政不服申立や行政訴訟を提起したが、その主張は支持されなかった。</p> <p>2016年11月28日に、A市B区人民検察院は公訴を提起し、C社やその総経理らの行為は環境汚染罪を構成するとして、罰金や有期徒刑に処せられた。</p> <p>その後、A市人民政府及びX公益組織は、C社及びS社を相手取り、民事訴訟を提起した。</p>	<p>一審：「生態環境損害賠償制度改革試点方案」によれば、A市人民政府は生態環境損害賠償訴訟を提起する権利を有し、また、X公益組織も適格な環境公益訴訟の原告である。</p> <p>確定した行政判決及び刑事判決において認定されたC社及びS社による違法な汚水排出という事実について、これを認定する。C社及びS社は共同で汚水排出行為を実施し、深刻な環境汚染をもたらしたため、これは共同侵害であり、連帯責任を負うべきであることから、以下の通り判決を言い渡す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・C社及びS社は連帯して1,441.6776万人民币元の生態環境修復費用を支払うこと。</li> <li>・C社及びS社は省レベル以上のマスメディアにおいて公開謝罪を行うこと。</li> <li>・C社及びS社はA市人民政府に5万人民币元の鑑定料及び19.8万人民币元の弁護士費用を支払うこと。</li> <li>・C社及びS社はX公益組織に8万人民币元の弁護士費用を支払うこと。</li> </ul> <p>また、110,269 人民币元の案件受理費用は、C社及びS社が連帯して支払うべきである。</p>

5. 終わりに

本年も中国では様々な重要立法がなされることが予想されます。読者の皆様とともにフォローして参りたいと思います。



のむら たかし  
野村 高志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表  
ta\_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールドズブルックハウズデリンガー法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より上海に駐在。

専門は中国内外のM&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国でのM&Aをいかに成功させるか」(M&A Review 2011年1月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012年3月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016年6月号(No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017年6月)等多数。

<sup>24</sup> 重慶市第一中級人民法院 民事判決書(2017)渝01民初773号



しが まさし  
**志賀 正帥**

西村あさひ法律事務所 弁護士 北京事務所代表

[m\\_shiga@jurists.co.jp](mailto:m_shiga@jurists.co.jp)

2009年弁護士登録。2012-2016年弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所に勤務、2013-2016年北京代表処 一般代表に就任(うち、2015-2016年上海駐在)。株式会社三井住友銀行総務部での勤務を経て、2017年西村あさひ法律事務所に参画。2019年より北京に駐在。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外のM&A、中国現地法人の会社法務等。



はやかわ いっぺい  
**早川 一平**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[i\\_hayakawa@jurists.co.jp](mailto:i_hayakawa@jurists.co.jp)

2011年弁護士登録、西村あさひ法律事務所に勤務。2013年北京語言大学卒業(語学研修課程)。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外のM&A、中国現地法人の会社法務等。



きのした せい  
**木下 清太**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[s\\_kinoshita@jurists.co.jp](mailto:s_kinoshita@jurists.co.jp)

2010年慶應義塾大学法学部卒業。2012年慶應義塾大学法科大学院修了。2013年弁護士登録、西村あさひ法律事務所に勤務。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外のM&A、独占禁止法等。



ふくおう ひろき  
**福王 広貴**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[h\\_fukuo@jurists.co.jp](mailto:h_fukuo@jurists.co.jp)

2012年慶應義塾大学法学部卒業。2014年早稲田大学法科大学院修了。2015年弁護士登録、西村あさひ法律事務所に勤務。

専門はプロジェクトファイナンス、日本法における金融規制、中国法におけるジェネラルコーポレート等。



ろ げつてい  
**盧 月亭**

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

[y\\_lu@jurists.co.jp](mailto:y_lu@jurists.co.jp)

2010年中国律師登録。2003年中国政法大学法学部卒業。2008年慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了、西村あさひ法律事務所に勤務。

専門は中国における外商投資、M&A、会社法務等。



かく ぼう  
**郭 望**

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

[w\\_guo@jurists.co.jp](mailto:w_guo@jurists.co.jp)

2012年中国律師登録。2009年より北京市世澤法律事務所および北京市大地法律事務所勤務、2012年12月より現職。

専門は中国における外商投資、M&A、労務、会社法務等。



ちん じえん  
**陳 致遠**

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

[z\\_chen@jurists.co.jp](mailto:z_chen@jurists.co.jp)

2011年華東政法大学外国語学部卒業(B.A.)、華東政法大学法学部卒業(副専攻)、2017年東京大学大学院法学政治学研究科修了。2011-2014年三菱商事(上海)有限公司に勤務、2017年4月より現職。

専門は中国における外商投資、M&A、会社法務等。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏その他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

**東京事務所 中国プラクティスチーム**

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2

大手門タワー

Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200

E-mail: [eapg@jurists.co.jp](mailto:eapg@jurists.co.jp)

URL: <https://www.jurists.co.jp>

**北京事務所**

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号

華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号

Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610

E-mail: [info.beijing@jurists.jp](mailto:info.beijing@jurists.jp)

**上海事務所**

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号

越洋広場 38 階

Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749

E-mail: [info.shanghai@jurists.jp](mailto:info.shanghai@jurists.jp)